

# 岡山県二酸化炭素森林吸収評価認証制度現地調査マニュアル

制定 平成 21 年 3 月 18 日 林第 747 号  
一部改正 平成 22 年 9 月 8 日 林第 371 号  
一部改正 平成 29 年 3 月 21 日 林第 900 号

## 第 1 趣 旨

岡山県二酸化炭素森林吸収評価認証制度実施要綱（平成 21 年 3 月 18 日制定、林第 747 号）（以下「要綱」という。）第 3 条第 4 項に規定する現地調査は、このマニュアルの定めるところによる。

## 第 2 現地調査の実施方法

### 1 整備面積

整備面積の調査は、申請面積と照査して行い、認証は調査面積によって行う。

### 2 整備区域

- (1) 整備地として認める外周は、植栽にあつては原則として地拵えが完了している区域とする。
- (2) 植栽以外の整備にあつては、当該整備と一体として取り扱う樹木を包括する区域とする。
- (3) 整備地内の整備不可地であつて 1 箇所の面積が 100 m<sup>2</sup>以上であるものは除地として整備面積に含めない。
- (4) 周囲測量については、2 個以上の測線又は対角線並びに方位角及び高低角を実測し、施業図及び測量野帳を照合する。（許容誤差は方位角及び高低角各 2 度、距離 100 分の 5 を限度とする。）

### 3 植 栽

- (1) 整備地内の標準地とみなされる任意の場所に面積 100 m<sup>2</sup>を基準として設定した区域内の植栽本数を調査する。

なお、枯損率が 20%未満であるときは植栽本数をもって、また、枯損率が 20%を超えるときは生立本数をもって要綱別表 1 に規定する植栽本数とする。

- (2) 同一の整備地に異なる 2 樹種以上が植栽されているときは、実測又は本数比により面積を按分して区分する。

### 4 除 伐

整備地内の標準地とみなされる任意の場所に面積 200 m<sup>2</sup>を基準として設定した区域内で、実施状況について調査する。

### 5 間 伐

整備地内の標準地とみなされる任意の場所に面積 200 m<sup>2</sup>を基準として設定した区域内で、生立本数、伐採本数及び実施状況について調査する。

### 6 枝打ち

整備地内の標準地とみなされる任意の場所に面積 200 m<sup>2</sup>を基準として設定した区域内で、生立本数、枝下高、枝打ち幅及び実施状況について調査する。

7 林 齢(植栽以外の場合に調査する。)

伐根又は森林簿等から当該森林の林齢を確認する。

8 樹 高

整備地内の樹種別、林齢別に標準地とみなされる任意の場所に面積 200 m<sup>2</sup>を基準として設定した区域内で、上位木 5 本程度について、樹高を正確な樹高測定器を用いて計測し、計測値の平均値を樹種別、林齢別に求める。

ただし、植栽及び下刈りなどの場合で、地位級適用表に該当する林齢がないとき(針葉樹は林齢が 10 年生以下、広葉樹は林齢が 5 年以下)は、樹高の調査は行わない。

9 標準地の設定箇所数

標準地の設定箇所数は、申請の面積により、原則として次のとおりとする。

(1) 1.0 ヘクタール未満の場合は、1 箇所以上

(2) 1.0 ヘクタール以上、3.0 ヘクタール未満の場合は、2 箇所以上

(3) 3.0 ヘクタール以上、10.0 ヘクタール未満の場合は、3 箇所以上

(4) 10.0 ヘクタール以上の場合は、4 箇所以上

10 写真撮影

整備区域が確認できる遠景写真及び現地調査の際の標準地の森林の状況が確認できる写真(林床から梢端まで確認できるもの)を撮影する。

### 第3 地位級の決定

第2の調査結果に基づき、別記「地位級適用表」により、次の手順により地位級(林地の生産力を示す等級)を決定する。

1 整備した森林の所在により区域を決定する。

2 樹種及び1で決定した区域、林齢及び樹高(計測値の平均値)により地位級を決定する。

### 第4 現地調査報告書の作成

第2の現地調査結果及び決定した地位級を現地調査報告書(別記)に取りまとめる。

### 附 則

このマニュアルは、平成21年 4月1日から施行する。

このマニュアルは、平成22年10月1日から施行する。

このマニュアルは、平成29年 4月1日から施行する。